

令和5年度（2023）第2回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催
2. 健康福祉部長 あいさつ	省略
3. 会長あいさつ	省略
4. 議 事	（1）第7期出雲市障がい福祉計画及び第3期出雲市障がい児福祉計画の策定について【資料1】～【資料3】
事務局	（事務局説明）
会長	事前送付された資料をご覧いただいたと思う。 まず資料1と2について、質問あるか。
A委員	資料2の「評価」にABCがあるが、その評価の基準はどのような内容かおたずねしたい。
事務局	目標の数値を上回ったものについては、基本的にA、Bとし、目標の数値を上回り、かつ、内容的にも当初の目的を達成したものについてはA、数値は上回ったが、実態としてまだ具体の取組が足りていないと思われるものについてはBとしています。また目標値を下回ったものを基本的にCとしております。 （資料2 1ページ下部に説明記載）
会長	他に資料1についていかがか。
B委員	計画に予算が載っていないことを疑問に思った。 この計画を達成していくためにはお金が必要と思う。 これだけ立派な計画を達成するのに、例えば、基幹相談支援センターの設置が国の義務、努力義務になっているということについて、予算が付くのかどうか。お金の配分の仕方によって、立派な計画を立てても、本当にそれができるかどうか。やはり少し難しくなってくる面も出てくるかもしれないし、逆に予算がたくさん付いているにもかかわらず、実際は、目標値を上回らないとしたら、一体原因がどこにあるのかということを経査する必要が出てくるでしょうし。そういった資料も簡単でいいので付けてもらおうと、よりわかりやすいのではという気がしました。
会長	今のご質問は資料2の評価の関するところのご質問か、この計画案に対し予算がどれくらいかという内容でよろしいか。
B委員	これまでの検証について予算がどれくらい付いていて結果がどうだったかということも記載されるとより分かりやすいと思う。また、これからの計画案に対して、予算がどれくらい付くものなのか。
会長	計画でもどこまで求めているかということもありますが、回答があるか。
事務局	この計画に基づいて、各種事業を実施していくこととなりますが、予算は細かすぎて載せにくいところがあります。計画の内容に沿ってどういった事業を実施し、ど

	<p>ういう費用がかかったかというのは検証していきたいと考えています。もちろん計画を達成するために予算要求して事業化していきたいと考えていますが、全体の予算の中で、なるべくできる範囲のところを取り組んでいきたいと考えているところです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にあるか。</p>
C委員	<p>資料3、第2章61ページの「1. 地域で障がい児を支える相談支援体制強化」の「(1) 障がい児に対する相談支援の提供体制の整備」の、下から4行目「発達障がいに対して保護者等が子どもの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう家族に対する支援の充実に取り組みます。」とある。これはとても大切なことだが、どのようにして、その知識や方法を身につけていただくのか。その具体策がちょっと見えないと思っているが、どうでしょうか。</p>
会長	<p>この計画を作り、そこから事業のお金、予算を付けていく。この計画で大枠があって、その下に具体的事業が出てくるということだと思うが、この計画自体にその方法論まで示す必要があるのかということも含めていかがか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいた部分につきましては、市のみで取り組むことができないため、このような表現にしていますが、ペアレントトレーニングなどを活用していただきながら、意識や方法を見つけていただいて、適切な対応ができるよう、家族支援も含めて充実させていきたいという意味合いで、こちらの方に記載をしています。</p>
C委員	<p>ペアレントトレーニングという言葉が出ましたので、お話しする。出雲市の場合は、それほどペアレントトレーニング実施の方向に向いていなくて、多分これは毎年上がっているのだろうと感じている。令和2年に厚生労働省から、県から市に対して、補助事業があるという資料が多分出されていてご覧になっていると思うが、市から委託されたところに対して、補助事業なので実施できるという方法になっている。このところ毎年お話をさせていただいているが、結局かなわないまま来ているという実態がある。実際的に実践が動いていかないと、計画が計画で終わってしまうのではと思う。</p> <p>ぜひ毎年同じようにはではなく、どう動いてどうだったのかという成果目標と反省を出していただければ、もっと理解できると感じました。</p>
会長	<p>61ページの計画のところの現状を出してもらいたいということでもよろしいか。それを踏まえて61ページの文言を、使うものに変えていくという理解でもよろしいか。今のご意見、事務局よろしいか。次の段階になろうかと思う。他にあるか。</p>
D委員	<p>資料3の12ページ、13ページ、「相談支援体制の充実・強化等」について伺いたい。基幹相談支援センターという文字と、それから13ページの上には中核相談支援事業所という言葉が出ている。この基幹相談支援センターを、出雲市はまだこれから作っていくという方向だということだが、前回の会議で、「出雲市のやり方ではないか」という方向のお話があった。この言葉の意味をまず説明していただきたい。それともう1点は資料2の4ページ「4. 相談支援体制の充実の強化等」に、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言・件数28件とある。これは出雲市内で28件というと、少ないと思う。正直、資料3 13ページの令和6年度31件も、少ないと思う。なぜなら家族会には、なかなか敷居が高くて、相談に行けないという声が寄せられているし、どこにあるかということも</p>

	<p>わからないということと、それからやはり市内には24の相談支援事業所があるが、合併してもものすごく出雲市は広く、それから過疎過密もある地域の中で、やはりみんながちゃんと行けるのかなという不安がある。ですから家族会がしっかりして、相談事業所につなげなければいけないのではないかと思う。もっと相談事業所と家族会が連携しながら、より充実して地域で安心して当事者が暮らせる施策や生活を保障していただくようなことをやっていきたい。もうひとつ、マンパワーの問題で、県の会議に出ても、出雲や松江はいいですが、石見なんかは大変ですよと言われる。出雲市においても、やはり募集しても人が来ないということで、福祉の業界は非常に厳しいものがある。そういう中でのこのマンパワーの充実ということで、やはり、賃金を上げていくという方向を出雲市独自で取り組んでいただきたいと思いますし、県にもそういう施策を私はお願いしたいなと思っている。そのあたりについていかがかなと思う。また、これは事業所のヘルパーさんなどの支援者の方たちから伺う話だが、本当に、長時間だと思う。それと、いろんな要求をしなければいけないということで、自分はまだそういう体験をしてないので、そういう研修を受けて、ようやくヘルパーになったということをこの間も伺った。そういった過酷な、本当に厳しい福祉職場の人たちの声を聞きながら、やはり最低賃金を上げていただくような努力を、行政としても取り組んでいただきたいし、保証をしてあげて欲しいなというのが私の意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>まず、言葉について13ページの中核相談支援事業所というのがあるが、これについて事務局いかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>中核相談支援事業所については、出雲市では中核相談支援事業所という位置付けで、機能強化事業所を2つの事業所に委託をしています。主な業務としては、相談支援業務の中心的な相談支援事業所であり、また困難事例の対応や、地域の他の相談支援事業所の指導、助言、相談支援専門員の人材育成など、幅広く事業を行っていただいています。</p> <p>また、もう一つの基幹相談支援センターは、市ではまだ設置していませんが、国の指針では、基幹相談支援センターについては、こういった中核的な相談支援業務に加えて、さらに総合的な相談支援窓口としての役割や、協議会の中心的な役割を担うなどして、様々な関係機関と連携を図って地域づくりの役割を行っていくこと、さらに相談支援体制を充実させていく役割を担っていく業務についても、基幹相談支援センターが行うと示されています。全国的には現在、半数の自治体が基幹相談支援センターを設置している状況です。</p> <p>ただ、先ほどもお話しました通り、出雲市は今まで培ってきた相談支援体制がありますので、その相談支援体制の検証評価をしながら、今後どのように、相談支援業務について、体制の強化、そして質の向上を行っていくかについては、これから3年間で検証を行って、取り組んでいかなければいけないと考えています。続いて、件数について、資料3の31件、資料2の28件については、この目標の設定の仕方の詳細を示しておりませんでした。</p> <p>この28件というのは、個人の方が相談を受けられたものではなくて、中核的な相談支援事業所である強化相談支援事業所が、他の相談支援事業所へ指導、助言に行った件数です。令和4年度の実績については30件となっていますが、32ある相談支援事業所のうち基幹相談、中核的な機能強化相談支援事業所である2事業所を除いた30の相談支援事業所すべてに、相談、指導助言や、困難事例や相談業務の指導助言を行ったというものです。</p>
<p>D委員</p>	<p>資料2、3に括弧で説明を入れていただくと良いと思う。</p>

<p>会長</p> <p>E 委員</p>	<p>他にご質問、ご意見はあるか。</p> <p>私の方から、2点、提言させていただく。 資料3の13ページをご覧ください。まず先ほどC委員のご質問に対して、若干13ページの下の方に、これは障がい者のところに書いてありますが、発達障がいの人も含めて、出雲市の取組、家族会の情報提供や、医療機関への広報媒体配置、制度内容周知により支援につなげていくということが、少し書いてありますので、ここもお読み取りいただきたいと思う。</p> <p>13ページの一番上の表にある、中核相談支援事業所による専門的な助言や、人材の育成支援、それから表の中ほどにある、地域の相談機関との連携強化の取組というのは、大変大事なことであると思うし、引き続き行うべきことだと思う。ここに活動指標として、件数や、専門部会の設置数などいろいろ書いてあるが、これはこの通りで、目標指標として書いてあることはよろしいと思う。</p> <p>障がい児福祉計画の61ページから62ページにかけて、障がい児の支援についても、相談支援事業の役割などが書いてある。児童の方も、相談支援事業所にとっては大きな関わりと支援をする必要がある。それを踏まえて、先ほどの13ページの活動指標の件数については、医療的ケア児も含めた障がい児に対する支援の数、件数もこれを含めて、専門部会の設置数等も含めてあるので、わかりやすくするならばこの13ページの件数に障がいのある子どもさんへの支援も含まれていると明記した方がよいと思う。</p> <p>それともう一つ、相談支援の中核的な仕事を職員がしている中で、14ページ、15ページをご覧くださいと、「2. 障がい福祉サービスの質の向上」のところに、例えば14ページの下から5行目を見ると、「島根県と連携しながら、地域のニーズを踏まえ、相談支援専門員やサービス会責任者を計画的に養成します。」とある。</p> <p>それから15ページの中ほど、枠の中の真ん中辺りにも、「島根県福祉人材センターと連携して、障がい福祉を支える人材確保の支援を行う」ということがあるが、出雲市障がい者施策推進協議会の中で相談支援について研修や指導を行う以外に、島根県或いは島根県が委託している県福祉人材センターが行っている法定研修や、福祉人材育成研修が多くある。これによって相談支援専門員が勉強している中で、中核相談支援事業所の職員が量的、質的、能力的にあるということで、講師や、企画、ファシリテーター役も担うことが多々ある。このことは非常に大きな地域の資源だと思っているので、「相談支援体制の充実強化」の項に、このような県との連携や、県福祉人材センターの研修によって福祉職員が研修を受けてることなど、企画運営とか講師として携わることは書いてもよいのではないかと思う。書きぶりはどうするかというのは難しいが、この2点を加えたらよいのではないかと思うので、ご検討をよろしく願います。</p> <p>会長</p> <p>E 委員</p>
<p>会長</p> <p>E 委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>13ページの活動指標の表に児童の数も入っているということで、センターで研修してもらったり、14、15ページに、もうすで実績として、こういうことをやっているという部分をきちんと明記したらよいのでは、という意味でよろしいか。実態として、書いた方がよいのではないかと思う。実態として書き、なおかつ枠の部分は、今後の意思表示となる箇所も同じようにさせていただくという、そういうことで理解しますがよろしいか。</p> <p>はい。</p>

会長	事務局よろしいか。その他はよろしいか。
B委員	質問と意見ですが、資料3の13ページの「(2) 重度障がい者・医療的ケアが必要な者等への相談支援の充実」の中に、「強度行動障がいを有する者など、行動上著しい困難を有する者は適切で専門的な支援を行う必要があります」という文があるが、この強度行動障がいの中には、例えば触法精神障がい者の方などは含まれているような意味で書かれているのでしょうか。 それで触法精神障がい者の方たちのことなどが含まれてないような形であれば、やはり医療的ケア、福祉的社会的サポートが必要な当事者として、相談支援をもちろん触法障がい者も入れていけたらと思い質問した。
事務局	含んでおります。
会長	他にあるか。
F委員	18ページの災害に関する記述についてお話す。 「(4) 災害時に備えた支援」という項目があり、この内容についてはわかるが、障がいの種別に関わらずということについて、やはり昨年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が新しく制定されて、デジタル化がされる中で、この災害に関することについて情報アクセシビリティ法に触れられていないのかと思っている。聴覚障がいがある人にとって、例えばデジタル化ということであれば、情報機器に関する、例えばテレビや他の色々な機器について、どのように入れていくのかということ、まずこれが具体的に入っていないのかなと思う。
会長	18ページ、19ページにかけての内容について、どのようなものをうまく活用していくか、どんなものがあるのかというその辺りのところを、もう少し入れて欲しいというご意見ということよろしいか。
F委員	はい。そうです。
会長	事務局、いかがか。
事務局	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえたデジタル技術を活用し利用できるような取組について、災害時に備えた支援のところでは載せておりませんが、22ページの「6. 障がい者の社会参加を支える取組」の(1)のところ、少しこのことについて触れています。 ここでも、災害について特化はしていませんが、この法を踏まえて、どのような障がいがある方についても、同じタイミングで同じ情報を正確にお伝えできるように、またいろいろなデジタル技術を活用しながら、情報伝達ができるように取り組んでいきたいと考えています。ご意見いただきましたので、この18ページの「(4) 災害時に備えた支援」に、そういった内容を明記するかどうかにつきまして、再度検討したいと思います。
会長	その方向で再検討願います。 ここでいったん区切り、資料3の「各種サービスの利用状況と計画」について事務局から説明願います。

事務局	(事務局説明)
会長	それでは委員の皆様からご意見あるか。
B委員	就労移行支援と就労選択支援の説明があったが、就労移行支援は、現在行われているサービスだと思う、具体的に、どういうところが変わっていくのか知りたい。
事務局	就労移行支援は、すでにサービスを行っているものです。これは一般就労を目指す65歳未満の障がい者が、様々な訓練や求職活動の支援を受けながら、一般就労を目指すものです。こちらについては利用期限は原則2年間です。一方で、就労選択支援につきましては、来年度から開始されるサービスで、現在まだ、あまり国から詳細が示されていません。このため詳しい内容は申しあげることができませんが、一般就労や、これから就労系のサービスを始めたい方も含めて、本人が就労移行支援がいいのか、または就労継続A型、B型など様々な就労系支援事業があるなか、どの支援が本人に適しているか、あるいは一般就労が可能であるのかといったことを、本人の適性や、能力、希望といったことを総合的に見て、本人がどういった方向へ進んでいくのが良いのかというのを、本人主体となって行っていく支援です。就労移行とはそういった点が違うと思われます。また、もう一つ、就労選択支援は、一般就労後も、さらに、自分に見合った職場、適性のある職場に転職したい場合についても、利用をしていただくことが可能ということです。
会長	他にあるか。
G委員	資料3の36ページの施設入所支援のところ、施設入所からグループホームへと移行ということで計画が立てられている。今、ある施設の定員が30名、32名だが、これは元、50名だったところ30名に対してグループホームへ移行をずいぶん前に実施された。今、その施設では約20名の待機者がいらっしゃるが、そういった施設入所を希望される待機者が他の施設もたくさんいらっしゃると思われる。そういった方たちが、今後どうなっていくのか、施設からグループホームへ移行するにしても、ハード面で、今のグループホームの定員がいっぱい状況で、増設といってもかなりのお金がかかるところではあるが、この点について計画では見えてこないところがある。待機者の方がたくさんいらっしゃるというところはどうぞお考えなのかというところを少し伺いたい。
会長	待機者の数字が出てくるかという点も含めて事務局いかがか。
事務局	現在の入所待機者についての市内の総数は、今資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。 計画案のご説明をする中で、地域移行を進めていくという話を前面に出して話をしており、大切なことではあります。一方で、施設入所が必要な方がいらっしゃるということも承知しています。待機なさっている方で、施設入所が必要な方は、施設に入っていく必要があると思っています。そういった方も含めて、誰も皆、地域移行、在宅やグループホームでという考えではありません。本人のご希望、状態、支援状況を総合的に見て、本人にとってより良い支援ができるようにと考えています。地域移行を進めるからと、待機なさっている方も含め入所ができないといったものではありませんので、具体的に、待機なさっている方が入所できるためにはどうしたらよいかということも含めて、これから検討し、取り組んでいくことができればよいと考えています。

G委員	その意味合いはわかるが、入所施設からグループホームへ移行して、今待機している方が入所していただけるような体制をとるとあるが、グループホームの数がどんどんこれから増えていくという考えでよろしいか。
事務局	グループホームの整備につきましては、国の指標に基づいて、優先的にという考えがあり、整備補助金も含めてグループホームの体制の強化というのは、国、県、市、すべてにおいて取り組んでいきたいと考えていますので、グループホームに移行することができる方については移行していただき、施設に入所でないといけない方については、施設入所の支援をと考えています。グループホームへの支援が必要な方に対応できるよう、施設整備含めて、ソフト面も含めて体制を整えていく必要があると考えています。
G委員	ありがとうございました。
会長	計画に基づきながらの運用のところでそういうチェックをしていくということですね。
H委員	資料3の61ページ「(2) 児童発達支援センターの機能強化」とあり、これは厚労省の方からも強化という話が出ているのだと思うが、このセンターのイメージがなかなかわからない。新しく箱物を作るというわけではなく、今ある事業所にセンター的機能を与えて頑張れというようなことだと思うが、これは、たぶん、事業所の方ではなかなか大変かと思う。厳しい人員の中で頑張ってもらってと思う。そこにはやはり、きちんと報酬があるのか。そうでなければと思う。
E委員	<p>児童発達支援センターについてお話できるかと思う。今、出雲市には児童発達支援センターというのは3か所あり、それ以外に児童発達支援事業所というものがある。従来、児童発達支援センターと児童発達支援事業所は、報酬も、人員配置も違うが、あまり明確に、センターと事業所の役割というのが、そうそう実態は変わらないと思っていた。このたび、国の方で、児童発達支援センターと、児童発達支援事業所の違いというのを明確にするため、令和6年度の報酬改定の話が出ている。「児童発達支援センターは、地域の中核的な通所支援事業所として、保育所訪問や、地域の通所している児童だけではなく、地域の障がいのある子どもさんの支援、保護者支援も含めて、未就学児についてやってください、やれるところはぜひ手をあげて少し仕事を増やして充実してください」というのが今の中核的センターの役割だと思っている。まだ、この件についても国から明確な説明がまだ出ていない。3月までには出ると考えている。</p> <p>やはり、単に通所してくる子どもさんだけの支援をする事業所と違って、アウトリーチ型といって、保育所や幼稚園、小学校へ出かけて、その児童が、そこでどういうふうに過ごしたらいいかというようなことの指導や、または一般的な障がいのある子どもさんについて、ある程度の相談、相談というか支援の方法、どういう支援をしたらいいかといういわゆる方法を教えるというようなことが多分、仕事として入ってくる。それはそれなりに人員配置をしないと、今の既存の職員に全部やらせるというのはとても難しいと思う。</p> <p>もしそうなれば、その職員は、そういうアウトリーチ型の仕事をする、または支援の方法を教える差しあげる。役割については、やはり国の方でしっかりとその報酬なりが無いと、出雲市だけの話ではなく、報酬改定の中に、明記されることを今、期待はしているところです。それが無いとやはり、とてもとてもプラスアルファ</p>

	<p>の仕事ができないと思う。これからの報酬改定並びに行政の動きを期待しながら、できることはしていこうと思っている。当面4月から児童発達支援センターと児童発達支援事業所の違いというのは、国の方では明確にして、同じことをしてたら駄目ですよとなってくるので、児童発達支援、未就学児の通所並びに相談支援はさらに、法律的には充実すると思う。</p>
会長	<p>E委員ご説明ありがとうございました。 他にあるか。またご意見が出てきたら後から事務局の方に何らかの形でお示しただくということでしょうか。</p> <p>では議事は以上ですが、その他何か全体を通してご意見或いは情報提供があるか。</p>
D委員	<p>チラシを配付します。年金や暮らしといった内容についての、法テラスの事務局長を講師とする講座について紹介します。</p>
会長	<p>ありがとうございました。重要な内容です。またこのチラシ掲示などの方法でご案内いただきます。</p>
B委員	<p>この会議は大変これからの福祉、福祉、地域の福祉を計画していく上で大事な会議だと感じている。少し思うのは、出雲市も17万の人口があり、いろいろな地域があり、中山間地域等、それから中心部のアパートやマンションが隣接している地域では、同じ市といっても状況、抱えてるものが違うものがたくさんあると思う。町の中には結構、高齢者が増えてきて空き家も多く、寂れてきている。そういう地域地域に合わせた形の、当事者や家族、障がいの当事者だけじゃなくて、事業所やスタッフも含めて、いろんな地域から会議に参加があると、よりきめ細かく、その地域地域に応じた計画が立てられるのではないかと、また、必要な部分があるのではないのだろうかという気がしている。</p>
会長	<p>ありがとうございました。いろんな地域があるのは事実で、それを踏まえて今計画を作っているという状況です。今後、例えば委員のメンバーの構成を検討するということですね。</p>
I委員	<p>資料3の1ページの「2. 社会情勢」に、障害者差別解消法のことを記載してある。この障害者差別解消法に基づく市の取組について聞きたい。やはり精神障がい者にとって差別、偏見というのは非常に敏感に感じる場所がある。大きな差別事案は無いが、今なお、市内でも精神障がい者に対する偏見はまだ根強いものがあると感じている。</p>
事務局	<p>資料3の21ページに、障害を理由とする差別の解消の推進についてを記載しています。この協議会の中で、例年、障がい者差別相談センターにおける相談件数をご報告をしていますが、相談件数が近年、大変少ないと感じております。</p> <p>差別に関しての相談を、市の方で設置してる窓口で受け付けるということ、ご存知のない方も案外多いのかと考えています。相談件数が少ないということは、そういった事象に出会われた方が少ないということではなく、ご相談に対応していることの周知を、もう少ししていかなければならないのではないかと感じているところでは、合理的配慮の不提供事案のご相談が今年もありまして、市の窓口でご相談をいただきましたケースについては、関係機関へご連絡をさせていただいたり、ご本人様の希望に応じた解決方法と一緒に考えて対応させていただきたいと思っていま</p>



	す。
会長	他にはいかがか。
J 委員	今回、初めてこの会議に出席した。委員には、いろいろな分野の方がおられるが、障がいはいろいろと範囲が広く協議することも多いので、グループに分かれて議論するといろいろな意見が出るのではないかと思う。
会長	運営に関する指摘ありがとうございました。 ご発言ありましたが、両グループそれぞれの議論を、再度全体で検討する必要がある。それぞれの委員の立場での意見を出していただき、また別の委員の立場から考えるところだという意見をいただいている。先ほどのご意見は今後参考とさせていただきます。ありがとうございました。 それでは予定の議事は終了しました。進行を事務局の方にお返しいたします。
事務局	会長ありがとうございました。委員の皆様も貴重なご意見をありがとうございました。本日いただいた意見につきましては、また事務局の方で検討させていただきます。それで今年度は協議会の会議をあと2回計画しております。日程につきましては、後日改めてご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。また、本日の議事の計画素案について、ご意見、ご質問等がある場合は、本日お配りをしております意見書を、10月13日金曜日までに事務局へFAXまたはメールでお送りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、以上で閉会とさせていただきます。 皆様、ありがとうございました。